

第4章 施策の内容



第4章 施策の内容

1. 計画の体系

本計画において進める施策は、5つの基本方針に基づき、11の視点と44の個別施策により構成します。

基本方針 1 緑の多様性を高める



基本方針 2 生活を豊かにする緑をつくる



実施主体 区…区、民…区民、事…事業者、都・国…東京都・国

★…リーディングプロジェクト

基本方針 3 環境に資する緑をつくる

- 公共の緑を増やす
 - 21 道路緑化の推進 区 都・国
 - 22 公園の緑化の推進 区 民事
 - 23 学校など公共施設の緑化の推進 区 民
 - 24 その他の公共施設の緑化の推進 区 都・国
 - 25 緑化基準による緑の確保 区 事 ★
- 私有地の緑を守り、増やす
 - 26 屋上緑化の推進 区 民事
 - 27 壁面緑化・ベランダ緑化・緑のカーテンの推進 区 民事
 - 28 駐車場緑化の推進 区 民事
 - 29 樹林地・樹木の保全 区

基本方針 4 緑と親しむ文化を育む

- 緑文化について知る機会を設ける
 - 30 緑に係わるイベントの開催 区 民
 - 31 事業者の緑化技術の紹介 区 事
 - 32 顕彰制度の創設・実施 区
- 緑について学ぶ機会を設ける
 - 33 緑に係わる講習会・環境学習の実施 区 民事
 - 34 生き物を観察する機会の充実 区 民事
 - 35 生物のモニタリング調査の実施 区 民
- 緑づくりに係わる活動を行う
 - 36 緑と花のまちづくり推進地域制度の充実 区 民事 ★
 - 37 緑を育てる拠点づくり 区 民
 - 38 区民や事業者の提案による緑と花の公園まちづくり 区 民

基本方針 5 協働により緑化を進める

- 協働に向けた緑化体制・仕組みを構築する
 - 39 募金による緑化の推進 区 民事 ★
 - 40 区民による緑化協力組織の育成 区 民
 - 41 区民主体の緑化活動への支援 区 民事
 - 42 緑化協定の締結 区 民事
 - 43 「緑と花の学習園」の機能の拡大 区 民
 - 44 緑に関する調査・会議の実施 区 民事

表 4-1 新たな計画課題と各施策の対応表

【各施策】



→ : 新施策へと繋がる課題
 ※ : 赤字は改定案での新たな課題と施策

2. 各施策の内容

基本方針 1

緑の多様性を高める

人の心にゆとり、潤い、安らぎの場を提供する「緑」のもつ機能を、区民は期待しています¹⁾。しかしながら、近年、区民の住まい方として低層住宅から中高層住宅へ居住する住民が増え、土や緑と離れた生活が定着し、区民が日常生活の中で体感できる緑が少なくなってきました。

緑によって、人が心にゆとり、潤い、安らぎを感じられるためには、生き物と接することができる緑、四季の景観を楽しめる緑、歴史文化をめでる緑が、区民に利用されることが大切です。

「生物多様性を高める」「まちの情景の多様性を高める」「歴史文化の多様性を高める」ことにより、感性をいかせる質の高い緑を創出し、あらゆる生活シーンの中で、緑を体感・利用していくために、以下に示す1~11の具体的な施策を進めていきます。

＜視点1＞ 生物多様性を高める

- * 比較的生物多様性が豊かな荒川、旧中川などの河川は、水中生物や水生植物の個体数、種数などの維持向上を目指し、川沿いの生態系を保全していく。
- * 内部河川は、隅田川や旧中川の生き物が移動できるよう良好な水辺環境の整備を進めていく。
- * 河川沿い、公園、学校には、本区において、特に生息種の少ない両生類や爬虫類の生息場所を確保していく。
- * 生態系が単調な市街地は、その改善の一步として飛翔能力のある野鳥などを誘引する環境をつくっていく。
- * 点在している公園などの中に、昆虫類の生息場所を確保していく。

＜視点2＞ まちの情景の多様性を高める

- * 花見、夕涼み、虫聴きなどの歳時記の趣を味わうことができる緑の空間をつくっていく。
- * 色とりどりで香りが漂う緑や花、鳥や虫の鳴く声、風の音、雨の音など、感性で楽しむ緑や花をつくっていく。
- * 東京スカイツリー[®]及び眺望点の周辺、沿道などにおいて緑づくりを行う。

＜視点3＞ 歴史文化の多様性を高める

- * 社寺林やまちなかの大木など、歴史を継承する緑を保全していく。
- * 墨堤植桜の碑、勝海舟生誕の地や北斎通りなど江戸の情緒あふれる拠点や道路、幸田露伴や芥川龍之介など、文豪らのゆかりの地の周りは周辺環境と調和した緑づくりを進める。
- * 路地園芸などの地域の緑文化が息づく緑づくりの伝承・育成を進める。

注1) 区民アンケートにより41の回答を得た(複数回答可、全体の26%)。

1) 生物多様性を高める

《生態系の保全・回復》

01	荒川の自然生態系の保全		【主な関連施策】	06
	実施主体	区 都・国	実施内容	・水辺の生物生息環境の整備

平成 21 年度に行われた「墨田区緑と生物の現況調査」などの調査において、荒川の水辺には、カンムリカイツブリ、ダイサギ、コアシサシ、トビ、チョウゲンボウ、ツヤママルガタゴミムシ、ウナギ、ニゴイ、アオダイショウなどの重要種が確認されています。

これらの生き物が生息できる水辺の自然生態系を支えているヨシ原や草原の保全を「荒川将来像計画 2010」と連携して、区民とともにこれらの自然を保全していきます。



写真：荒川の自然再生

02	旧中川沿いの自然生態系の回復		【主な関連施策】	06
	実施主体	区 都	実施内容	・水生植物の再生 ・水辺の自然環境に配慮した護岸整備

旧中川の水辺には、アオモンイトトンボ、ツヤママルガタゴミムシなどの重要種や、ハクセキレイ、コアシサシ、コガモ、ツグミ、ニッポンドロソコエビ、ハゼなどの生き物が確認されています。荒川に続いて生き物が比較的豊かな旧中川は、ヨシやガマなどの植物を再生し水辺の自然環境に配慮した護岸管理を行い、河原の生態系の回復を目指します。

《生態系の創出》

03	内部河川沿いの水辺整備		【主な関連施策】	06
	実施主体	区 都	実施内容	・内部河川の水質浄化 ・水辺の自然環境に配慮した護岸整備

水路を有する大横川では、ショウジョウトンボやベニイトトンボ、アオモンイトトンボ、アズマヒキガエル、クサガメ、ヤモリなどが確認されています。

内部河川は「北十間川水辺空間整備事業」などと調整を図りつつ、荒川、隅田川や旧中川で上記の生き物が生息・移動できるよう、水質浄化や水辺の自然環境に配慮した護岸整備などを進めていきます。



写真：ショウジョウトンボ

04	生き物が生息できる空間づくり (★リーディングプロジェクト 01)			
	実施主体	区	実施内容	・河川沿い、まちなか、公園などの一角を利用した生き物が生息できる空間づくり

平成 21 年度に実施した「墨田区緑と生物の現地調査」では、生態系ピラミッドの中で低次消費者にあたり、鳥などの餌となるカエルなどの両生類やトカゲなどの爬虫類の生息が少なくなっています。両生類や爬虫類の減少は、生態系全体の崩壊を招く可能性が高いと考え

られることから、これらの生き物が生息できる空間を、河川沿い、公園、学校をはじめ、まちなかの様々な場所に、すみかとなる空間や自然に近いビオトープなどをつくっていきます。

また、昆虫や鳥など飛翔性の生き物の中継場所となるよう屋上緑化を進めていきます。

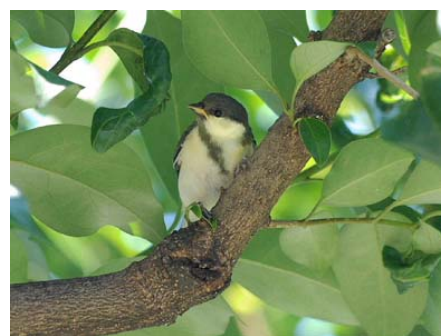
05	野鳥が行き交う環境づくり		【主な関連施策】	06、14、21
	実施主体	区 都・国	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備事業とあわせて街路樹の整備、連続性の確保 ・樹林性鳥類が好む街路樹の樹種の選定

生態系が単調な市街地において、生物多様性の向上を図る際は、市街地内の樹林を効率よく利用する能力をもっている野鳥（シジュウカラやメジロなどの野鳥）に注目し、野鳥が移動できる空間づくりを進めていきます。

野鳥の移動空間となるよう、緑が連なる街路樹を整備し、沿道において都市開発諸制度などの開発が行われる場合、公開空地などで沿道の緑を創出することにより、

河川の緑や公園などの規模の大きい緑地とつないでいきます。また、道路や建物などで緑が分断される箇所

では、周辺の学校・民間や公共施設の屋上・壁面での緑化を重点的に行い、連続性や広がりや厚みを持った豊かな緑を確保していきます。なお、街路樹の整備にあたっては、これらの樹林性鳥類が好む花密の多いサクラやコブシや、果実のなるヤマモモなどの街路樹の樹種を選定していきます。



写真：シジュウカラの幼鳥

2) まちの情景の多様性を高める

06	河川沿いの緑づくり		【主な関連施策】	01、02、03、05
	実施主体	区 都・国	実施内容	・水辺の親水空間の整備

本区は、隅田川や荒川などの河川や、区内を縦横に流れる内部河川の流れなど、水が象徴であるまちです。河川沿いは、水辺の眺望を楽しみ、涼しい風に触れることができる心地良い空間を形成しており、現在、横十間川と北十間川で親水整備を進めています。

隅田川沿いは、文芸の舞台として花見や花火など、季節行事の場として親しまれており、これらが一層豊かになるよう「隅田川水辺空間等再整備構想」などと連携し、緑化のデザインに配慮した整備を進めます。

河川整備を契機とし、水と緑が一体となって区民が豊かな水辺空間に親しめる空間として、区民と共に河川ごとに1箇所以上の景観スポットをつくっていきます。特に、墨田区景観基本計画において、水と緑の景観軸に位置づけられた荒川、隅田川や旧中川、北十間川や横十間川、竪川、大横川などの内部河川沿いは、墨田区景観基本計画と連携して進めていきます。



写真：大横川の親水空間

07	四季の自然を楽しむ緑や花づくり		【主な関連施策】 08、13
	実施主体	区 区民 事業者	実施内容

- ・土地利用の転換の機会を捉えて、四季の緑を楽しめる拠点・通りづくり
- ・緑と花のまちづくり推進地域制度を活用した四季の緑を楽しめる拠点・通りづくり
- ・墨田区景観基本計画と連動し、都市景観拠点の駅周辺、景観軸の河川や通りにおける緑や花による修景

かつての伝統的な暮らしでは、区民自らが、路地や自宅の周りに四季の緑や花を植え、行き交う人もそれらの緑や花を見て楽しんでいました。近年、区民の住まい方が変化し立体的な家屋の中で、区民自ら緑や花を育てる機会も少なくなりつつあります。区民が四季の緑や花を楽しむ空間を、まちなかに積極的に増やしていく必要があります。

建築物の建替えや道路整備などの機会に緑の量を増やすとともに、アイストップとなる交差点や人々の交流、都市活動の拠点となっている駅やバス停周辺、ふれあいやにぎわいのある通りは、四季の緑や花を楽しむ空間を、6地域ごとに1箇所以上の景観スポットを区民や事業者との協働によりつくっていきます。

また、墨田区景観基本計画と連携し、都市景観拠点に位置づけた駅周辺、景観軸に位置づけた河川や大横川親水公園・曳舟川通りなどにおいて、地域の特色を考慮しながら、緑や花により修景していきます。

こうした区民主体のまちづくりは「緑と花のまちづくり推進地域制度（まちなか緑化）」により進めます。

08	感性で楽しむ緑や花づくり		【主な関連施策】 07
	実施主体	区 区民 事業者	実施内容

- ・土地利用の転換の機会を捉えて、感性で楽しむ緑の拠点・通りづくり
- ・緑と花のまちづくり推進地域制度を活用した感性で楽しむ緑の拠点・通りづくり
- ・墨田区景観基本計画と連動し、都市景観拠点の駅周辺、景観軸の河川や通りにおける緑や花による修景
- ・路地琴・水琴窟や路地尊周辺の修景
- ・雨水タンクの設置の拡大
- ・「墨田区雨水利用促進助成制度」の周知

本区では近年、土地の高度利用が進み、細街路にあるような、歩きながら体感できる緑が少なくなってきました。

建築物の建替えや道路整備などの機会を捉えて、色とりどりで香りが漂う緑や花、鳥や虫の声を楽しめる緑など、視覚や聴覚や嗅覚などの感性で楽しめる緑や花を、アイストップとなる交差点や宅地の一角、人々の交流や都市活動の拠点となっている駅やバス停周辺、ふれあいやにぎわいのある通りなどにつくっていきます。



写真：緑と花による景観スポット（北斎通り）

特に、墨田区景観基本計画と連携し、都市景観拠点に位置づけた駅周辺、景観軸に位置づけた大横川親水公園・曳舟川通りにおいては、地域の特色を考慮しながら緑や花を区民や事業者との協働により修景し、1箇所以上の景観スポットをつくっていきます。

また、本区は昔から、雨とのかかわりが深い地域であり、江戸時代から人と雨との多様な付き合いが本区に雨の文化を生み出し、今でも水琴窟を楽しめる場所があります。聴覚と触覚により下町の雨文化に触れられる路地琴・水琴窟や路地尊周辺を、区民や事業者との協働により緑や花を楽しむ空間づくりを進めます。さらに雨水を植木や街路樹への散水、打ち水などに利用できるよう、「墨田区雨水利用促進助成制度」を一層周知し、雨水タンクの設置を進めます。

こうした区民主体のまちづくりは「緑と花のまちづくり推進地域制度（まちなか緑化）」により進めます。

09	東京スカイツリー [®] を眺める良好な空間づくり		【主な関連施策】	26
	実施主体	区 区民 事業者	実施内容	・墨田区景観基本計画と連携し、押上・業平橋駅周辺、東京スカイツリー眺望軸における緑や花による修景

現在建設中の東京スカイツリー周辺及び東京スカイツリーを眺められる拠点や通りは、今後、区民だけでなく多くの観光客の往来が予想されます。

これらの拠点や通りは、本区の新たな魅力を広く発信し、まちづくりの拠点としていくため、拠点や通りの特性に応じて、東京スカイツリーを借景として、樹木や花の植栽を進め、快適で安全に見ることのできる空間を、撮影スポットとして6地域ごとに1箇所以上確保して緑づくりを進めていきます。

特に、墨田区景観基本計画における東京スカイツリーへの眺望軸、都市景観拠点に位置づけられた押上・業平橋駅周辺は、墨田区景観基本計画と連携して進めていきます。

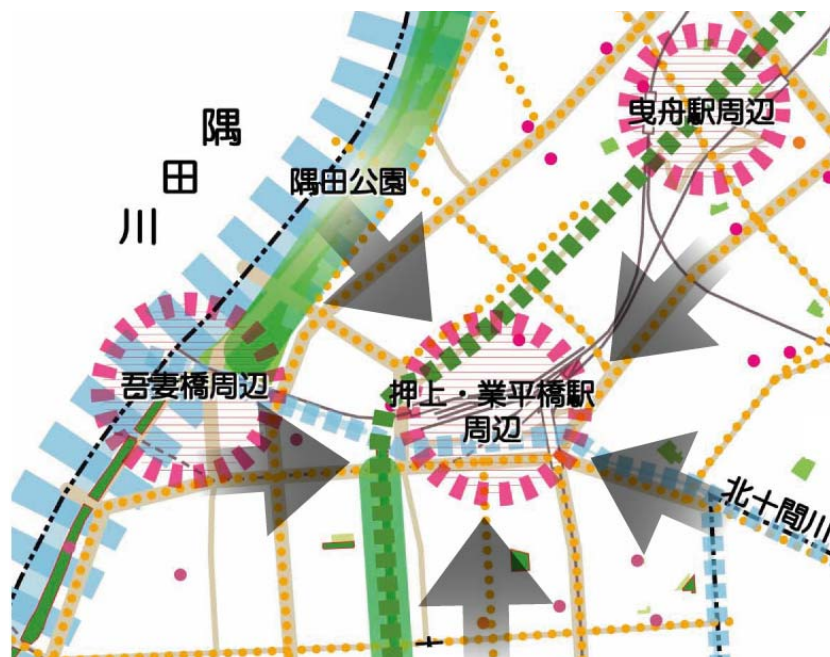


図 4-1：東京スカイツリーへの眺望軸

3) 歴史文化の多様性を高める

10	情緒を育む空間づくり		【主な関連施策】	20
	実施主体	区	実施内容	・江戸情緒あふれる拠点や通り、文豪ゆかりの地周辺における緑づくり

本区には、墨堤植桜の碑、勝海舟生誕の地や北斎通りなど、江戸情緒あふれる拠点や通り、また、露伴児童遊園や、芥川龍之介の文学碑など、文豪ゆかりの地が多く分布しており、これらの通りや拠点は、すみだ散策ツアーと題して区の観光スポットとして紹介されています。

これらの通りや拠点は、区民だけでなく、多くの人が集まる観光スポットとして、北斎通りをはじめとする地区計画などとともに、歴史・文化的まち並みをいかしたまち並み形成に資する、テーマにふさわしい歴史文化スポットとなる緑づくりを6地域ごとに1箇所以上つくっていきます。特に、北斎通りは墨田区景観基本計画において景観軸に位置づけられており、墨田区景観基本計画と連携して進めていきます。



写真：隅田公園の池

11	地域固有の緑文化の再現・創出		【主な関連施策】	15、17、40
	実施主体	区 区民 事業者	実施内容	・地域固有の緑文化の再現・創出

本区には、向島地区の園芸文化など、地域ごとに固有の緑文化がありました。また現代でも、大輪朝顔愛好会やハンギングバスケットの愛好会など伝統的な緑文化、新たな緑文化が、町会・自治会・商店会ごとに同じテーマのもとで息づいています。そして、近隣住民が個々に自慢の緑や花を競い合って多種多様な緑文化を上げていきます。

地域の人々それぞれが誇れるまちとしていくため、地域・街区ごとにテーマに沿った緑文化スポットとして6地域ごとに1箇所以上再現・創出していきます。

こうした区民主体のまちづくりは「緑と花のまちづくり推進地域制度（まちなか緑化）」により進めます。



写真：ハンギングバスケットの事例

本区の緑の約4分の1は公園の緑であり、区民にとって公園は貴重な環境資産です。公園は区民が緑の効用を最大限に享受できる空間であるとの認識のもと、公園を本区の重要な緑の拠点として位置づけ、公園の整備・改修・管理を推進していきます。また、公園ばかりでなく、学校、道路や民有地まで、生活を豊かにする緑をつくり、守り、育てていきます。

「墨田区公園マスタープラン」に示された「積極的に面積を拡大する」「質を向上する」「区民とともに育てる」の3つの基本方針の公園の整備・改修・管理や生活を豊かにする緑づくりを以下に示す12～20の具体的な施策で進めていきます。

＜＜視点4＞＞ すみだを代表する緑をつくる

* 本区は西が隅田川、東が荒川・旧中川など、さらにはいくつかの内部河川により水と緑の骨格が形成されている。これらを生物多様性、景観、レクリエーションなどの水と緑のもつ様々な機能の充実を公園の整備・改修・管理を中心に進める。

＜＜視点5＞＞ 緑の機能の充実を進める

- * 本区の緑は、隅田川や荒川など、水辺付近に大規模なまとまった緑があり、密集した市街地の中には錦糸公園、都立向島百花園などを除くと、点在した小規模(1,000㎡未満)な公園の緑で構成されている。こうした公園の緑は環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などの緑の重要な役割を果たしているが、絶対量が不足していることもあり、その役割をより多く果たすためにも公園の特性、位置、区民ニーズに配慮し、小・中規模公園の個性化テーマと主な整備内容を具体化することにより、緑の機能が充実した公園の整備を進める。
- * 区民の身近な存在である公園やまち角などを、子どもから高齢者まで、あらゆる人が楽しみながら緑と花の活動の場としていく。

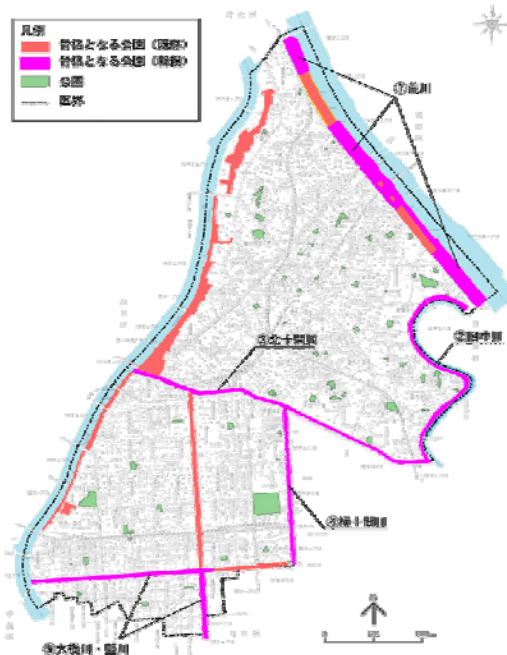


図 4-2：水と緑のネットワーク

4) すみだを代表する緑をつくる

12	水と緑のネットワークづくり (★リーディングプロジェクト 02)		
	実施主体	区 都・国	実施内容

荒川河川敷(一部)、旧中川、北十間川、横十間川、豎川(一部)、大横川(一部)の6河川を墨田区の骨格を形成する「水と緑のネットワーク」と位置づけ、水辺とその周辺が一体となった魅力的な空間を創出し、回遊性のある緑地空間を形成します。沿川において都市開発諸制度などの開発が行われる場合、公開空地や水辺への貫通通路など、緑を創出することにより、快適なまち歩きやくつろぎの場、地域のにぎわいなど多様な機能を発揮するような整備を進めます。

荒川や旧中川などの親水性の高い河川の水辺公園は、生き物とのふれあいの場をつくっていきます。また、河川の合流点や橋台地は、水辺公園とまちをつなぐ結節点として重要であるため、水辺公園の整備や橋梁の掛け替え事業にあわせて、公園を整備していきます。

また、北斎通りや曳舟川通りでは街路樹や植樹帯などの緑量を増やし、花を飾るなど、墨田区景観基本計画と整合しつつ緑化を進め、緑豊かな都市空間のネットワークの形成を推進します。

13	緑と花の拠点づくり		【主な関連施策】	07、43
	実施主体	区 区民 事業者	実施内容	・緑と花のまちづくり推進地域制度を活用した小さな緑づくり

押上駅周辺や吾妻橋周辺、緑と花の学習園周辺など、駅前の多くの人が集まる地域や区民活動の拠点施設のある地域において、ポケットパークやフラワーポットの整備などを地域住民とともに進めていき、「緑と花の拠点」として、水と緑のネットワークと連携しつつ、地域のシンボルとしてふさわしい、花と緑が豊かな空間を創出します。

こうした区民主体のまちづくりは「緑と花のまちづくり推進地域制度（まちなか緑化）」により進めます。

14	シンボルとなる公園づくり		【主な関連施策】	05
	実施主体	区	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模公園の特徴の一層の顕著化 ・小規模公園の個性化 ・隅田川沿いの公園の河川景観の改善

隅田公園や錦糸公園、大横川親水公園など大規模公園は、歴史・文化、自然、スポーツ施設、区民ボランティアの実施など様々な要素をもっており、本区のシンボリックな公園となっています。それらのまちのシンボルとなる公園の特徴を一層伸ばします。

小・中規模公園は規模や周辺環境に応じて個性化を図り、リニューアルを進めます。

また隅田川沿いの公園では「隅田川水辺空間等再整備構想」などと連携を図りつつ、連続して河川景観が眺望できるような公園リニューアルを進め、水辺景観をつくっていきます。



写真：大横川親水公園

表 4-2：シンボルとなる対象公園の事例

公園名
荒川・四ツ木橋緑地、隅田公園、大横川親水公園、錦糸公園、旧安田庭園、堤通公園（交通公園）、 竪川親水公園、東墨田公園、緑町公園、立花大正民家園

5) 緑の機能の充実を進める

15	気軽に行ける身近な公園づくり		【主な関連施策】	11
	実施主体	区	実施内容	・公園へのアクセス不便地域の解消を目指した公園の新設

まちなかにある小・中規模公園は近隣の住民にとって、夕涼みや花壇づくりなどのコミュニティの醸成の場として重要な役割を担っています。しかし、右図に示すように、公園の誘致圏250mをとった場合、公園へのアクセス不便地域が存在します。それらを概ね解消するため、新規の公園を整備する際には、計画的に公園を配置します。また、まちづくり緑地やポケットパークなどの小さな緑地も使いながら効率的に整備を進めます。



図 4-3：公園へのアクセス不便地域

16	災害からまちを守る公園づくり		【主な関連施策】	21
	実施主体	区	実施内容	・公園の防災機能向上を目指した改修、維持管理

木造住宅密集地域及び東京都防災都市づくり推進計画重点整備地域をあわせた区域を「防災対策公園整備区域」とし、その区域内において新規公園を5箇所、まちづくり緑地6箇所を整備することを目標とします。

震災への対応として、太陽光発電や雨水利用などの自然エネルギーを利用した施設の導入を進め、また、公園の避難所としての利用を配慮して、歩道との境界を取り除きます。水害への対応として、調整池としての貯水機能をもたせ、防火への対応として必要に応じて防火用水整備の検討を行うなどリニューアルを行っていきます。また、災害に強い樹木を選定し、防災力を高めるリニューアルを行います。



写真：災害時の利用に配慮した緑地公園

17	誰でも快適に使える公園づくり		【主な関連施策】	11
	実施主体	区	実施内容	・遊具や植栽の適切な維持管理 ・遊具や園路のユニバーサルデザイン化の推進

公園を利用する全ての人々が安心できるように、「公園施設長寿命化計画」による遊具やベンチなどの改修や、「公園安全安心植栽管理方針」による適切な植栽樹木の管理により、安全な公園の改修を行います。利用の少ない小規模公園などは、公園の統廃合を行い、規模の拡大、質の向上を進めます。

また園内は、利用向上の観点からユニバーサルデザイン化、美しい草木の育成、きれいなトイレ、分煙化などにより環境に配慮した公園づくりを進めていきます。

18	子どもを健やかに育てる公園づくり		
	実施主体	☒	実施内容 ・教育施設などと連携した公園整備 ・公園における生物生息空間の整備

親子で楽しめる公園をつくっていくとともに、小中学校、児童館、保育園と隣接・近接している公園は、それらの施設と連携して公園の整備を進めます。また、子ども達が植物や野鳥、昆虫などに触れ合える場を創出していきます。

19	訪れた人の心と体が健康になる公園づくり		
	実施主体	☒	実施内容 ・健康に寄与するスポーツ・レクリエーション施設や健康増進施設の整備

高齢化が進む本区では、今後健康に対する志向が一層高まってくると想定されます。そこで、地域の年齢構成や公園の遊具や施設の整備状況を見ながらスポーツ・レクリエーション施設や健康増進施設の配分を再検討し、適切な整備を進めます。小規模公園では、公園間の距離の表示や、健康に関する情報発信など、工夫を凝らした整備を進めていきます。

20	歴史や文化を伝える公園づくり		【主な関連施策】	10、29
	実施主体	☒	実施内容 ・歴史的風景の保全 ・公園設置による緑と花のある文化的な空間の創造	

本区の公園の中には、隅田公園の墨堤、旧安田庭園など歴史的な風景や素晴らしい庭園があります。今後もそれらの公園にある歴史的風景を適切な維持管理により保全していきます。また、説明看板や石碑、銅像などにより地域の歴史や文化を伝えている公園については、今後も歴史文化を伝える拠点として整備していきます。

また、都市公園法（平成 16 年改正）の「立体公園制度」、「借地公園制度」を活用して、利用者の多い駅構内、カフェレストランなどのお店の隣接地、大規模商業施設の屋上など、商業施設などと連携して緑と花のある文化的なまちを演出していきます。



写真：桜花期の墨堤